

令和5年度第2回大阪府環境審議会水質部会

令和6年1月29日（月）

（午後2時00分 開会）

【事務局（橋本参事）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第2回の大阪府環境審議会水質部会を開催させていただきます。

本日はオンラインでの開催とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課、橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の部会の資料につきまして確認させていただきます。委員の皆様には事前にメールにてお配りしております資料となります。

最初に議事次第がございます。続きまして、資料1-1が2024（令和6）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についての諮問文となっております。資料1-2が2022（令和4）年度の公共用水域及び地下水に係る水質の現況、資料1-3が公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的考え方、資料1-4が2024（令和6）年度公共用水域の水質測定計画（案）について、資料1-5が2024（令和6）年度地下水の水質測定計画（案）について、資料1-6が2024（令和6）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）となっております。それから、資料2で大阪府環境審議会水質部会運営要領新旧対照表を添付しております。また、参考資料といたしまして、参考資料1、大阪府環境審議会水質部会運営要領・同委員名簿となっております。

皆様、資料の不足等はありませんでしょうか。

なお、この資料でございますけれども、大阪府ホームページの本部会のページにも掲載いたしております。

本日の部会でございますけれども、4名全ての委員に御出席いただきまして、本部会の運営要領第4の2の規定により成立しておりますことを報告いたします。

また、本日の会議につきましては、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づきまして、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

傍聴につきましては、ユーチューブによるライブ配信を実施しておりますので、御承知おき願います。

それから、オンラインでの開催に当たりまして皆様にお願いがございます。

資料は画面での共有はいたしませんので、お手数でございますが、事前を送付させていただきました資料をお手元で御覧くださいようお願いいたします。

また、ネットワークの負荷を抑えるため、審議に入りましたらカメラをオフにしていたき、音響トラブルを避けるため、御発言の際を除きましてマイクはミュートにさせていただきますようお願いいたします。

御発言の際は挙手ボタンを押していただき、部会長からの指名の後、ビデオをオン、マイクのミュートを外して御発言いただきますようお願いいたします。発言が終わりましたら、ビデオはオフに、マイクはミュートに戻していただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたく思います。

岸本部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

【岸本部会長】 皆様、こんにちは。卒・修論等で、多分、委員の先生方、お忙しいところだと思いますが、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、議事に従いまして早速審議のほうを始めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、議題の1つ目ですけれども、2024年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてということで、こちらのほうは大阪府のほうから諮問があるということでございますので、まず、そちらのほうからよろしくをお願いいたします。

【事務局（小林室長）】 環境管理室長の小林でございます。

本案件は、部会運営要領の規定によりまして、本部会の決議が審議会の決議となるものでございます。本来であれば、私のほうから諮問文を部会長にお渡しするところですが、オンラインですので、こちらで読み上げさせていただきます。委員の皆様には資料1-1を御覧いただくことで代えさせていただきます。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大阪府環境審議会会長、辰巳砂昌弘様。大阪府知事、吉村洋文。

2024（令和6）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）。

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、2024（令和6）年度における公共用水域及び地下水の水質測定計画を別添案のとおり作成するに当たり、同法第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【岸本部長】 ありがとうございます。承りました。

それでは、ただいまの諮問につきまして審議に移ってまいりたいと思います。

まず、事務局のほうから資料1-2、2022年度公共用水域及び地下水に係る水質の現況についてということで説明をお願いいたします。

【事務局（佐々木総括）】 環境保全課の佐々木でございます。

測定計画の前に、資料1-2によりまして、令和4年度の水質の環境基準の達成状況、過去の水質の推移等を御説明いたします。

1 ページから4 ページに河川の状況について記載してございます。

1 ページ、健康項目につきましては、令和4年度は、ふっ素が1 地点、ほう素が10地点で環境基準を達成しませんでした。自然状態で海水に含まれるふっ素やほう素の影響と考えられます。ここ数年間の環境基準を達成しなかった健康項目は、自然由来と考えられるものでございます。

2 ページから3 ページにかけまして、BODの環境基準達成率及び主要河川におけるBOD年平均値の経年変化を掲載しておりますが、ともに長期的には改善傾向にございます。

令和4年度は、BODの環境基準を達成しなかった地点が8 地点ございましたが、それらの地点の周辺における水質に係る申請・届出の確認の結果、令和4年度に河川水質の変動に影響を及ぼす新たな発生源の立地等はございませんでした。

3 ページの下のところでございますが、水生生物の保全に係る項目で、全亜鉛につきましては横ばいで推移しておりまして、ノニルフェノールとLASは100%達成してございます。

4 ページに、要監視項目の概要について記載しております。

令和4年度に暫定指針値を含みます指針値を達成しなかったのは、モリブデンの1 地点と、PFOS及びPFOAの3 地点でございました。PFOS及びPFOAにつきましては、令和2年5月に新規に設定された項目ですので、令和3年度、4年度の2年間で府域全体の調査を行いまして、86河川119 地点中19河川23 地点で暫定指針値を超過しました。

5 ページから7 ページに海域の状況について記載してございます。

5 ページ、海域の環境基準のうち、ア、人の健康の保護に関する項目は、全ての地点で環境基準を達成していますが、イ、生活環境の保全に関する項目のうち、CODの達成率

については66.7%と横ばいの傾向となっております。全窒素、全りんにつきましては、達成率は100%でございました。

CODの濃度は、6ページの上のグラフのような経年変化となっております、近年は横ばいとなっております。

また、6ページの下から7ページにかけては、全窒素、全りんの表層濃度の年平均値の経年変化グラフを掲載していますが、おおむね減少傾向から、近年は横ばいでございます。

その下の②水生生物の保全に係る項目、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASにつきましては、全測定地点で環境基準を達成してございます。

8ページから12ページに地下水質の状況について記載してございます。

まず、8ページです。府域全体の地下水質の状況を把握する概況調査で、令和4年度は4地点で環境基準を達成しませんでした。

9ページに概況調査地点をお示ししてありますが、環境基準未達成地点は黒丸でお示ししております。

10ページに地下水の汚染が懸念される地点での汚染井戸周辺地区調査を行った結果をお示ししております。3地区で環境基準を達成しませんでした。

11ページからは、地下水の汚染が判明している地点での継続監視調査でございます。

こちらは12ページに地図をお示ししてありますが、91地区で実施しまして、半数強の47地区で環境基準未達成という結果でございました。

以上で、簡単ではございますが、資料1-2の水質の現況についての説明を終わらせていただきます。

【岸本部長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

それでは、ちょっと私のほうから1つだけよろしいでしょうか。7ページのところにグラフが下のほうにあって、これは赤潮のデータですかね。特に先ほどの説明の中では何か言及があったわけでもなかったんですけど、このあたりについて特筆すべき点とか何かございますでしょうか。

【事務局（佐々木総括）】 面積、件数ともに極端に変動をして減るということもなく、どちらかというと横ばいで推移しているような傾向かと思えます。

【事務局（橋田課長）】 湾奥部については、やっぱりりんとか窒素の経年変化を見ても、

最近ちょっと横ばいという形ですから、なかなかやっぱり改善までいってないという状況もあります。もちろんそれに伴いまして赤潮についても変動は若干あるのはあるんですけど、やっぱりあぁいったものは出てきているので、底層DOの改善なども含めて、まだまだ対策は必要と理解しております。

【岸本部長】 なるほど。グラフがあったものだから、何か意図があつてのことかなと思ってお伺いしました。何か問題があるという趣旨ではありませんが、全りん等の変化と赤潮のほうの発生件数を見てみるとかなり似たような動きですね。例えば令和元年、2年あたりぐらいにちょっとピークがあり、全りんの動きとかも似たようなパターンをしていますので、多分そういうことかなと思いつつ説明をお伺いしました。ありがとうございます。

益田委員、どうぞ。

【益田委員】 ありがとうございます。4ページでちょっと教えていただきたいんですけど、PFOS、PFOAが検出された場所というのには大体傾向が、地理的に固まった地域に見つかっているのでしょうか。

【事務局（佐々木総括）】 PFOS及びPFOAにつきましては、令和3年度、4年度の2年間で暫定基準値を超過した地点ということなんですけれども、大阪市内河川と、それから大和川水域以外の水域には広く見られております。ただ、超過地点数では寝屋川水域が最多になっておりまして、比較的高濃度の地点が多いのが淀川水域いうふうになっております。

【益田委員】 汚染原因を突き止めるところまではいってない。河川というのは多分周辺の平均的な濃度を表すようなことになるかと思うんですけど、汚染源の特定まではいかない感じなんですか。

【事務局（佐々木総括）】 河川の場合、上流の部分に、PFOS、PFOAの製造や使用をしていた事業所等の発生源が把握できたという地点がございまして、汚染源については特定できていないという状況でございます。

【益田委員】 多分これからずっと監視を続けていくと増えていく可能性があるんで、ちょっと注意して見る必要があるかなと思つたので、ありがとうございます。

【岸本部長】 ありがとうございます。このあたりは要監視項目ということですね。測定も開始されたばかりですので、今後経年的な動きとか、そういったことを注視していく必要があるのかなと思つたので、ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

どうぞ、島田先生。

【島田委員】 今の益田委員の御質問に関連してですが、PFOS、PFOAが暫定指針値を超過した水域が偏っているということですが、BODや亜鉛など、濃度がずっと横ばいで未達成の水域もありますので、もし、それらも同じ水域、寝屋川や淀川の水域であるのかどうか、従来の未達成の項目は別の水域で見られるのか、など、今後、従来の項目の測定に新しい物質の測定データも加えて、すべての項目を一括して見て分析できるように大阪府として情報・データを管理する体制でいただければと思いますので、よろしくお願い致します。質問ではなく付け足しのコメントです。よろしくお願い致します。

【岸本部長】 ありがとうございます。このようにモニタリングをする目的は、やはりそういった何らかの問題が起こったときにその要因を可及的速やかに突き止めて対応をしていく。そのために日頃からこのような形でモニタリングをしているものでございますので、データを俯瞰的に見ながら、地域的な問題がないかということについては、日頃から大阪府のほうでも注視をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

こんな言い方をしたら失礼ですが、例年どおりといえば例年どおりという状況で、特段何か急激に悪化したとか、そういう状況は見受けられていないと私は理解いたしました。そういう意味では、まだ未達成のところが残っていますので、今後いろいろ努力をしないといけないところではございますけれども、早急に今日明日にでも何かをしないといけないという状況ではないだろうということで、これまでいろいろと地道に取り組んでいる施策を引き続き地道に進めていくということだと思いました。ありがとうございます。

それでは、次、資料1-3、公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的な考え方と資料1-4、2024年度公共用水域の水質測定計画（案）についてということで、こちらのほう、説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（佐々木総括）】 それでは、2024（令和6）年度公共用水域の水質測定計画（案）の説明の前に、資料1-3、公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的考え方――以降、「効率化・重点化の基本的考え方」と呼称いたします――について御説明いたします。

効率化・重点化の基本的考え方は、水質部会で御審議いただいたものでございますが、今回は特に改定事項はございません。

この考え方には、3 ページ目の別表にございますとおり、水質測定計画における標準的な測定回数である計画規定回数を定めておりまして、少なくとも過去5年間の検出状況を確認して効率化・重点化を行うことを定めております。

例えば4 ページ目のフロー図の左側の生活環境項目の場合、ある地点でBODの過去5年間の全ての検体値が環境基準値以下であれば、生活環境項目の年間測定回数を12回から4回に効率化できます。また、逆に、一度生活環境項目を年4回に効率化した地点でBODが環境基準値を超過した場合は、年間12回の測定に重点化が必要となるといったことを項目の種類ごとに決めております。

効率化を行った地点でさらなる効率化を検討しようとする場合は、以前の効率化以後の5年間以上の検体値について検討を行います。

なお、要監視項目は、計画規定回数について3年に1回のローリングというのを基本としておりまして、5年間では5検体そろいませんので、5検体そろってから検討を行うということにしておりますが、「効率化・重点化の考え方」の基本は5年間の検体値での検討ですので、5年未満で5検体そろう場合も5年間の検体値を基にして検討をいたします。

次に、資料1-4で2024（令和6）年度公共用水域の水質測定計画（案）について御説明いたします。

2024（令和6）年度公共用水域の測定計画の作成に当たりましては、先ほど簡単に御説明しました効率化・重点化の基本的考え方を踏まえまして、令和5年度から測定回数等を変更して作成しております。

水質の常時監視を行っている河川139地点及び海域22地点につきまして、過去5年間以上の水質の状況と効率化・重点化の基本的考え方を踏まえまして、効率化及び重点化する測定地点を抽出したものが表1でございます。

さらに、令和6年度に既存のローリング調査を実施する地点での項目の増減を追加しまして、生活環境項目等の項目別に変更内容を整理したものが4ページの表2になります。

表2で主な増加・減少について見てみますと、この増減の数値につきましては、今年度の測定回数に対しまして令和6年度は増加するか減少するかを記載してございます。

まず、生活環境項目の①ですが、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数の6項目につきまして、過去に年12回から年4回に効率化された河川の2地点でBODが環境

基準値を超過したため、「効率化・重点化の基本的考え方」に従いまして、年12回の測定に重点化するものでございます。

次に、健康項目の④でございますが、河川の5地点でカドミウム、全シアン、鉛、六価クロム等につきまして、過去10年間報告下限値未満であったために、項目によっては年2回または年1回という測定を行っていたのを3年ローリングとして効率化を行います。

特殊項目の⑦ですが、フェノール類、溶解性マンガン、全クロムにつきまして、過去10年間報告下限値未満であったため、年1回の測定から3年ローリングに移行する2地点など、計4地点で効率化を行います。

要監視項目の⑨については、PFOS及びPFOAあるいは全マンガンが指針値あるいは暫定指針値を超過したために、ローリングから毎年測定に重点化を行います。

⑨で重点化にもかかわらず増減なしとなっている行がございますのは、令和5年度に2年ローリングで1回測定していますが、令和6年から毎年1回にしますので、頻度を増やす重点化になりますが、令和5年と令和6年で測定回数自体に増減はないということでございます。

要監視項目の⑫です。フェノール、ホルムアルデヒド等の10項目について、過去5検体について指針値の2分の1以下のため、ローリング回数を年2回から年1回に減少させる3地点等、計5地点でローリングへの移行、またはローリングで測定する年間の回数を減少させるという効率化を行います。

⑫で効率化にもかかわらず増加となっている行がございますのは、ローリング地点で従来どおり測定しますと、令和6年度は年2回測定するというところを年1回測定するという効率化を行います。令和5年度には測定がなく令和6年度に測定を行いますので、前年度と比べると回数は増加となるということでございます。

そのほか、市域でのPFOS及びPFOAの状況確認のために測定回数を増加させる、あるいは計画規定回数に合わせて測定回数を増加させるなどの変更を行います。

以上、河川では効率化を10地点で行いまして、重点化を34地点で行います。既存のローリングでの増減も踏まえまして、令和5年度に比べまして22検体減少いたします。

また、4ページの初めのところでございますが、海域では既存のローリングでの増減のみでございます。令和5年度に比べて6検体増加いたします。

底質測定に関する変更内容を5ページの表3にお示ししております。

変更内容につきましては、既存のローリング調査によって増減するもののみとなっております。

りまして、令和5年度と検体数の増減はございません。

2024（令和6）年度の公共用水域の水質測定計画（案）につきましては、以上でございます。

【岸本部長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

この部会で決めた重点化とかの基本的考え方に従った変更ということで、特段イレギュラーな変更とかが生じているわけでもございませんし、その判断につきましては、これまでの観測値に基づいて適切に判断いただいておりますので、特段問題ないかと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

それでは、次、資料1-5、2024年度地下水の水質測定計画（案）についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（坂口副主査）】 大阪府環境保全課の坂口でございます。私から資料1-5について御説明いたします。

それでは、資料1-5、2024年度地下水の水質測定計画（案）についてを御覧ください。

まず、1番の概況調査につきましては、府域をメッシュに分割し、順次調査していくローリング方式のみで実施しております。

令和6年度の測定地点は65地点で、令和5年度からは1地点減少しています。地点数の減少は、東大阪市においてローリング地点数が増えられたことによるものです。測定地点の場所は、令和5年度から全て変更されております。

次の2番、継続監視調査について御説明いたします。

令和6年度は88地区107地点の測定で、令和5年度の計画から全体として2地区1点増加しております。

表2は継続監視調査における測定項目ごとの変更内容の一覧です。令和5年度からの増減とその理由をお示ししております。

続きまして、2ページ目の表3ですけれども、継続監視調査における地点ごとの変更の調査一覧です。上から順に御説明いたします。

新規追加が2地点ございます。こちらは、新たな汚染が判明したことにより追加されるものです。

地点変更が1地点ございます。こちらは、井戸が調査不能になったことにより代替井戸に変更したもので、全体の地点数の増減はありません。

終了は3地点ございます。T-53-1とT-198の2地点は、井戸が調査不能となったため終了する地点です。T-218-2は、令和5年度調査にて通常の終了要件を満たした地点です。

次の令和5年度までの調査結果により終了とする可能性のある地点ですけれども、今年度は現時点でその可能性がある地点はございません。

最後の既存のローリング調査による増減につきましては、令和5年度は調査実施なしで、令和6年度が調査実施となる地点が2地点ございます。

以上で地下水の水質測定計画（案）についての説明を終わらせていただきます。

【岸本部長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

従来の概況調査とか、それから継続監視調査の枠組みに従っての地点の変更等ということでございまして、継続監視云々というところにまだ超過している部分というのは残っていますけれども、新たに特筆すべき点は、事項・案件というようなものがあるわけではございませんので、これまでのルールにのっとり、粛々とこの辺りのモニタリングをしながら、汚染井戸とか汚染状況を把握して、今後の対策というところにつなげていっていただきたいなと思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料1-6、2024年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）についてということで、説明を事務局からお願いいたします。

【事務局（佐々木総括）】 資料1-3から1-5までで御説明いたしました公共用水域及び地下水についての測定計画をまとめたものが資料1-6の測定計画（案）でございます。

目次によりまして、その構成について御説明いたします。

1ページからは公共用水域の内容を記載してございます。2023年度計画からの主な

変更部分は、中身に網かけして表示してございます。

3 ページに目的、測定地点及び測定期間等の記載がございました。

4 ページから 15 ページまで、測定項目、測定回数、測定地点の地図等について記載しております。

次に、16 ページから 21 ページまでが、河川における測定地点ごと、測定項目ごとの測定回数を示した測定回数一覧表でございまして、22、23 ページの海域における測定回数一覧表とともに、令和6年度の測定計画で主に変更を行ったところでございます。

次に、24 ページから 26 ページにかけては、別表1-3としまして、各項目の測定方法をお示ししております。

27 ページから 29 ページに環境基準値及び評価方法について記載しております。

30、31 ページに水域類型指定一覧表を掲載してございます。

33 ページ以降が地下水質の内容になります。

35 ページから 37 ページまで、目的、測定地点及び測定期間、測定項目、測定回数等の本文の記載がございました。

38、39 ページに測定地点の地図、40 ページに測定地点等の総括表、41 ページから 45 ページにかけて測定地点一覧表を載せております。

46、47 ページが測定方法、環境基準値等一覧表となっております。

49 ページに参考資料という記載がございまして、51 ページから 54 ページまで公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的考え方を掲載しております。

55 ページには、地下水質常時監視の継続監視調査における自然由来汚染地点の終了判断についての基本的考え方を掲載しております。

なお、測定方法、評価方法、注、備考などで網かけをしている部分がございますが、書きぶりを変更しただけで、内容についての変更はございません。

以上で2024（令和6）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）についての説明を終わらせていただきます。

【岸本部長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

それでは、ここまで資料1-5までのところでいろいろと概況と状況等も御説明いただきまして、それぞれで御説明いただいた内容がこのような形で最終的に部会報告としてま

とめられているということでございますが、特段それまでの議論と矛盾するような内容が含まれているわけではございませんので、問題ないかと判断をしておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました水質測定計画（案）をもって部会報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、本部会の決議が審議会の決議となるということになっておりますので、皆さん、御承知おきのほど、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で議題（１）につきましては審議終了とさせていただきます。ありがとうございます。

引き続きまして、議題（２）その他ということでございますが、事務局のほうから説明があると聞いております。資料２、大阪府環境審議会水質部会運営要領新旧対照表につきまして、説明よろしくをお願いいたします。

【事務局（田渕補佐）】 環境管理室環境保全課の田渕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

水質部会の運営要領につきまして、昨年１２月２７日に開催されました環境審議会において改正をされましたので、資料２の新旧対照表により説明申し上げます。

本府では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画を環境審議会の御答申を踏まえまして令和４年１０月に策定をして、豊かな大阪湾の保全・再生・創出に取り組んでおります。このような取組みを加速するためには、民間事業者などによる大阪湾の環境改善に資する取組みを支援することが重要と考えておりまして、次年度、万博会場周辺海域での藻場創出の補助事業を実施予定としております。このような事業の審査を水質部会で行っていただけますように改正を行ったところでございます。

まず、第２の所掌事項等のところにつきまして、（６）といたしまして、瀬戸内法に基づく府県計画の作成を明文化いたしました。

その上で、（７）に府県計画の推進に資する事業の審査を行うという文言を追加しております。

また、こういった事業の審査内容に関する専門的な知識をお持ちの方に専門委員として入っていただけますよう、第３の組織の３におきまして、「部会に属する委員及び専門委員の所掌する事項をあらかじめ定める」ということといたしました。

なお、現在の委員の皆様におかれましては、全ての事項を所掌いただくということとさせていただきますたいと考えております。

説明は以上でございます。

【岸本部長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御質問等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

藻場の創出とか、そういった案件がこの水質部会の取扱案件という形で追加されたということで、そこについての対応ということになります。来年度からもう少し皆さんのお力をさらにお貸しいただきたいと思っております。

中でも特に専門委員云々というところがございまして、所掌事項を決めますよということで書かれております。専門委員につきましては、特にそういった藻場だとかになると、なかなか現在委員をしていただいている先生方の専門分野からずれてきたりとかということもあって、そういった水質部会で取り扱う広範な内容に応じて、必要に応じて専門委員という形でその専門の方をメンバーに加えて議論したいということです。そのときにどんどん肥大化していくとなかなか議論も進みにくくなるということもあるだろうということで、そういった個別案件のみを所掌するような委員を追加するなどして、機動的に会の運営をさせていただいたということでございます。

ということで、より適切なメンバーでもって所掌する内容について議論をしていこうということでございますので、特段何か問題が起こるような改正ではないとは理解しておりますけれども、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ということで、承認とさせていただきますと思っております。

それでは、事務局のほうから言われています案件は以上でございますけれども、委員の皆様から何か追加で案件等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局（橋本参事）】 事務局でございます。次回の部会でございますけれども、3月の開催を予定しております。年度末のお忙しい時期とは存じますが、どうぞよろしく願いいたします。開催の詳細が決まりましたら、また御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

特にそのほかはよろしいでしょうか。

それでは、特にほかにはないようですので、本日の議事はこれにて終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、円滑な審議に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局（橋本参事）】 岸本部長、委員の皆様、本日は長時間の御審議ありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境管理室長の小林より御挨拶を申し上げます。

【事務局（小林室長）】 環境管理室長の小林でございます。会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日部会で御審議をいただきまして、2024年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、これを答申という形でまとめていただきまして、大変ありがとうございます。本日の審議を踏まえまして、来年度の水質測定計画を策定し、関係機関と連携して、引き続き適切な常時監視を行っていききたいと思います。

また、本日御報告しました大阪府環境審議会水質部会運営要領の改正につきまして、委員の皆様には新たに追加しました事項に関しても御審議いただくこととなります。水質部会、大変多岐にわたり検討いただいておりますけれども、また御審議いただく内容がますます多岐にわたることになるということで、よろしく申し上げます。

今後とも委員の皆様には、引き続き、幅広い範囲にわたって専門的な見地からの検討を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【事務局（橋本参事）】 それでは、これもちまして、令和5年度第2回大阪府環境審議会水質部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

（午後2時45分 閉会）